

(目的)

第1条 この条例は、特殊疾病にり患している者に難病患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらり患者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当は、羽村市の区域内に住所を有する者で、規則で定める特殊疾病にり患した者（以下「難病患者」という。）に対し支給する。ただし、当該難病患者が20歳未満であるときは、その者を保護している者に支給する。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給し、その額は、1月につき7,500円とする。

(受給資格の認定)

第4条 手当を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

(支給期間)

第5条 手当は、認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から支給する。

(1) 災害その他やむを得ない事由により、認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなかった日の属する月

(2) 認定の申請をした日の属する月について、他の市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給される場合は、当該同種の手当が支給される月の翌月

(支払時期)

第6条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれ前月までの分を支払う。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第7条 受給資格は、第4条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するにいたったときは、消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に規定する支給要件を備えなくなったとき。

(3) 手当を辞退したとき。

(手当の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により、手当を受けた者があるときは、市長は、その者に係る認定の取消しをし、当該手当を返還させることができる。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第7条第2号及び第3号の規定に該当したとき。

(2) 住所又は氏名を変更したとき。

(3) 市長が特に必要と認めた事項に該当したとき。

(状況調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者の受給資格について、調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。